

所管部課		教育部 生涯学習課	部長	田口 茂夫					
件 名		東大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について			区分		1 審議事項	☐	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市体育施設等に関する条例施行規則を廃止する規則							
	部課機関								
1. 要 旨									
市の組織改正により、令和7年4月1日から、学校における体育に関することを除き、スポーツに関する事務について、市長が管理し、及び執行することとなる。 そのために、教育委員会規則として制定をしている「東大和市スポーツ推進委員に関する規則」を廃止するものである。 施行日：令和7年4月1日									
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）									
（1）総務課審査済み。 （2）令和7年2月14日開催の令和7年第2回東大和市教育委員会定例会において審議済み。									
3. 留意事項（問題点等）									
市長部局の規則として、新たに「東大和市スポーツ推進委員に関する規則」を定める必要がある。									
4. 主管部処理案（検討結果等）									
庁議終了後、速やかに廃止に伴う事務を進める。									
5. 審議結果									

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。